

守山市教育情報化推進支援業務仕様書

1 名称

守山市教育情報化推進支援業務（以下「本業務」という。）

2 目的

令和元年、教員向けに校務系パソコン約 600 台および校務支援システムを導入し、令和 2 年度、G I G A スクール構想の実現に伴い、児童生徒用端末を約 9,000 台、貸出用モバイルルーター 500 台、各教室へ無線 A P および大型提示装置を整備した。

これら整備した I C T 環境を活用し、わかりやすい授業ができるよう教職員を支援する体制を整備し、円滑な学校運営を実現するため。

3 履行場所

市内市立小中学校および教育委員会事務局

※詳細な所在地については項目 10 業務場所詳細のとおり

4 履行期間

令和 5 年 5 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日まで

5 業務体制

(1) 体制および勤務時間

ア 勤務時間：平日 午前 9 時から午後 5 時まで（1 日 7 時間を想定）

イ 体制：1 名以上

※勤務時間は、原則項目アに記載している時間とし、同一の時間帯に最大 2 校の対応できること。なお、その際は事前に受注者と発注者で事前に協議を行うこと。加えて勤務時間の調整やむを得ない理由により出勤ができない場合は、同一月内において勤務時間を調整すること。

(2) 作業報告書の提出

日々の対応等をまとめた作業報告書（各月）を毎月末後、速やかに発注者に提出すること。各報告書の様式は、別途発注者と受注者が協議のうえ定めるものとする。

6 支払い方法

本業務の委託料は、毎月払いとし、作業報告書検査の結果、良好であることが確認された場合には速やかに本業務にかかる当該月分の請求を行うものとする。支払いについては検査完了後、適正な請求のあった日から 30 日以内に支払うものとする。

7 業務内容

主な業務は以下のとおりである。なお、別途保守契約をしている窓口があるため、必要に応じて保守業者とともに課題解決を進めること。

(1) 学校現場における支援

教員への技術的支援および端末等の管理業務支援などを中心とした支援を行うこと。現時点では以下のとおりである。

ア 教員への技術的支援

- ・オンライン授業など授業でICTを活用する際の準備、片付け
- ・課題の聞き取り、相談からの技術的支援

イ 破損、故障時の一時切り分けおよび修理対応

- ・端末などのICT機材が破損または故障時の状況確認
- ・ヘルプデスクまたは購入業者への修理依頼

ウ 端末、大型ディスプレイ等のICT機材管理

- ・児童生徒用端末の貸出状況、修理状況の管理

エ 各種システムの児童生徒アカウント管理

- ・Google、学習ポータル(L-gate)、AIドリル(すらら)等の児童生徒が利用するシステムのアカウントの追加削除等(転入出対応等)

オ AIドリル、デジタル教科書、MEXCBT等運用

- ・導入支援、操作説明、活用に向けたマニュアル作成等

カ その他

- ・学校長または教育委員会が必要とする作業については、協議の上、実施することとする。

(2) 教育委員会事務局での支援

教育委員会内での業務の支援を行うこと

ア 端末、ネットワーク、ICT機材の破損、修繕、障害等の状態確認

- ・状態を確認し、必要に応じてヘルプデスク等と連携し、解決に向けて取り組む

イ 校務系(600台)、学習系(9,000台)、モバイルルーター等の端末管理

- ・所在の確認。児童生徒の転入出などによる端末の配備

ウ 端末設定作業

- ・学習用端末への設定(管理コンソールから行う)
- ・校務用端末への設定(遠隔支援ツールまたは現地での対応を行う)

エ 児童生徒googleアカウントの管理

- ・転入生などによる追加、変更等(管理コンソールから行う)

オ 児童生徒、教員の年度更新作業

- ・年度更新に伴うアカウント管理や端末の再配置など各学校とヘルプデスク間の調整等を行うこと

カ Webフィルターの管理

- ・ホワイト、ブラックリストの登録(管理コンソールから行う)

キ 各種システムの管理

- ・校務支援システム (Te-compass)、smoothfile、google workspace、L-GATE 等、必要に応じてヘルプデスク等と連携し、適切管理を実施。

ク その他

教育委員会が必要とする作業については、協議の上、実施することとする。

(3) 受付方法

- ・電話およびメールでの受付できること。なお、電話は学校教育課の電話を利用することとする。メールアドレスは別途案内する。

(4) その他

ア 受注者は、いかなる場合においても速やかに機器等の障害に対応するため、緊急連絡窓口の設置、同連絡網の整備、および緊急時対応マニュアルを作成することとする。この場合、機器等の製造者との連絡も含め、万全の体制を整備すること。

イ 学校教育課において、発生した障害が重大と判断した場合はこの限りでない。

8 業務実施上の留意点

(1) 受注者の義務

本業務の受注者は、本業務の遂行にあたり、各種関係法令および本仕様書を遵守し、本業務の目的を十分に理解した上で、正確かつ丁寧に業務を遂行しなければならない。

(2) 実施体制

本業務の受注者は、本業務の遂行にあたり、業務の責任者と副責任者を明確にすること

(3) 機密の保持

本業務の受注者は、発注者の許可なく本業務で知り得た情報や資料等について公表してはならない。また、第三者に対し、情報が漏洩しないよう十分な配慮をすること

(4) 協議

本業務の受注者は、本業務の実施に際して詳細な事項、本仕様書に記載のない事項および作業内容について疑義が生じた時は、その都度、発注者と協議の上、実施すること

(5) 著作権

本業務で作成された文書および映像資料の著作権は、特別に定めのない限り、発注者に帰属するものとする。

(6) 守秘義務

受注者および業務従事者は、業務上知り得た情報について、第三者に漏洩し、または他の目的に利用してはならない。本契約終了後または解除後においても守秘義務を負うものとする。

9 その他留意事項

本仕様書および業務について疑義が発生した場合、双方の協議上決定する。

10 業務場所詳細

本事業の実施場所は、下表の小学校 9 校、中学校 4 校および市役所の計 14 箇所とする。

項番	施設名	所在地	電話	
1	小学校	守山小学校	勝部一丁目 13-1	582-2424
2		物部小学校	二町町 252	583-9595
3		吉身小学校	吉身三丁目 2-26	583-2386
4		立入が丘小学校	立入町 222	581-0081
5		小津小学校	欲賀町 853	585-0138
6		玉津小学校	赤野井町 9-1	585-0008
7		河西小学校	小島町 1843	582-2174
8		速野小学校	木浜町 112	585-1014
9		中洲小学校	幸津川町 1406	585-2040
10	中学校	守山南中学校	古高町 357	583-5900
11		守山中学校	石田町 350	585-0321
12		守山北中学校	荒見町 235	585-3851
13		明富中学校	水保町 3045-1	585-7262
14	-	守山市役所	吉身二丁目 5 番 22 号	582-1141

※ 所在地は全て守山市、電話番号の市外局番は「077」。